

# 児童研だより

2020年3月 No.62



発行：聖徳大学 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 TEL.047-365-1111 編集：聖徳大学児童学研究所

## CONTENTS

### 児童学について考える

#### 学校と児童・児童学の間

～学校心理学が日本の教育に必要な理由～

連載第6弾：教員以外の他職種・多職種連携によるチーム学校という視点から、学校心理学の有用性を説かれます。

2



#### 教師の懲戒権の在り方

一問題行動を起こす児童への  
軽微な有形力の行使は体罰に当たるか～

児童への指導に際し、教師には一切の物理的力の行使が禁止されるのだろうか。具体的判例を素材に考えます。

4

甲斐 聡



#### 乳幼児期の愛着形成における 保護者と保育士の役割

—0歳児の保育記録と5歳児の調査から—

保育記録や調査により、乳幼児期の愛着形成に保育士がどのような影響を与え、どのような役割を果たすかを考察します。

5

### 活動レポート

#### 第55回聖徳祭 児童学研究所・保健センター合同企画

小児科医コルチャック先生に影響を受けた子どもの権利条約を紹介し、あわせて保育・教育現場での具体的な活動を展示します。

6



#### 「認知行動療法」から“考え方・ 感じ方・行動”の連鎖を考える

対人関係で悩む生徒に対し、相手の見え方が変わる治療法を学校カウンセラーの経験から説かれます。

6

### 研究室訪問



韓国と日本の比較から学校組織における教員のリーダーシップ・専門性に着目し、教育成果を上げる教育経営学を専攻されます。

7

森 貞美

### 私の本棚より

文字のない絵本に貴方の旅の物語を紡ぎ、アルプスの山小屋への冒険に少年の成長を感じる二冊です。

8

掃守 純一郎 松村 裕子

## 聖徳大学児童学研究所主催 第14回 子どもの発達シンポジウムのご報告

令和最初のシンポジウムを2年2月1日(土)、聖徳大学1号館で「胎児期から新生児期の環境がおよぼす心の発達～より良い理解が支援につながるように～」をテーマとして開催しました。

最初に「子どもと母を育む：発達障害の特性の理解と対応」として、獨協医科大学埼玉医療センターの作田亮一教授が発表されました。作田教授は、小児科医としての立場から、『発達障害』の新しい分類名である「神経発達症群」と医学的に診断する目的が、「子どもたちへの適切な支援を提供



できるようにすることである」ことや、治療法の一つである行動療法の基本が「適切な行動を増やすことにある」ことなどをご

紹介くださいました。

2番目に「視る力から知る：赤ちゃんの心の発達」として、中央大学文学部心理学研究室の山口真美教授が発表されました。山口教授は、ご自身の様々な研究をもとに、かつて目が見えず耳も聞こえないとされていた新生児に、実は隠れた能力があり、大人とは違う世界を見ていることを教えてくださいました。

3番目に「小さな命(早産児)の脳と心の発達」として、出口小児科(長崎県大村市)の出口貴美子院長は、慶應義塾大学解剖学教室や米国ベイラー医科大学等での自らのご研究をもとに、胎児の脳の発達や早産で生まれた子どもの脳の発達に関する最新の知見と、超早産児にみられる『発達障害』について、その特徴と支援方法についてお話しくださりました。

会場はほぼ満席に近く、盛会のうちに終了したシンポジウムとなりました。

(児童学研究所長 原田 正平)

# 児童学について考える

学校と児童・児童学の間  
～学校心理学が日本の教育に必要な理由～

山口 豊一  
原田 正平  
甲斐 聡

心理・福祉学部長  
児童学研究所長  
児童学研究所准教授



第6回目となる今回は、聖徳大学大学院臨床心理学研究科長、聖徳大学心理・福祉学部長および心理教育相談所長を兼任されている山口豊一教授をお迎えします。児童学研究所は児童学部や児童学研究科以外に、聖徳大学・聖徳大学短期大学部の各学部・学科との連携も進めています。今回改めて、児童学研究所の役割や児童学の横断的な様相について考えます。

**原田:** まずは学校心理学という非常に子どもとの関わりが深い領域が専門の山口教授の御略歴をご紹介していただけますか。

**山口:** 私は元々小中学校の教師でした。その後、茨城県教育委員会で、指導主事を8年間。そこで、実際に教育相談や生徒指導、保護者や子どもの面接、いじめ、不登校、障害等の相談業務に関わりました。その後、大学で学校心理学などを教えていて、聖徳大学では3年目です。



指導主事だった1997年頃、筑波大学の石隈利紀先生を講師にお招きした研修会が、学校心理学との出会いです。学校心理学がこれからの学校教育を変えるパラダイムになると思いました。

**山口 豊一 心理・福祉学部長** **原田:** そうすると、学校心理学は心理学の分野で言うとどのような領域がふくまれるのでしょうか？

**山口:** 教育心理学をメインに特別支援・障害児教育、保健安全教育や教育相談、生徒指導・進路指導、そういうものを統合して日本では学校心理学と言っています。

**原田:** 教育に心理学を応用するようなイメージがありますが、そうではなく、子どもたちに視点があるのが学校心理学なのですね。

**山口:** 学校教育の理論と心理学の理論の統合です。日本で学校教育というと、教育原理や教育方法、学級経営、学校経営、教育哲学など教育学講座があって、別に心理学講座として教育心理学や実験心理学、発達心理学、認知心理学、学習心理学などがあります。日本の学校、大学を見ていると、おおむね教育学講座と心理学講座のように分かれています。

しかし、欧米だとそれを統合した学校心理学という講

座があり、学問的にも広まっています。アメリカでは実際、スクールサイコロジー（学校心理学）を学習、修了した人、いわゆる大学院のマスターを出た人が学校心理士という資格で、特に特別支援教育で活躍しています。

日本の場合にはもう一つ臨床心理士というのがあって、これを持った人がだいたいスクールカウンセラーをしています。もちろん学校心理士を持った人もしています。

**原田:** そこでのコラボレーション、協働的な仕事ではやはり立ち位置が違いますか。

**山口:** アメリカの場合、スクールサイコジストは特にスペシャルエデュケーションに関わり、スクールカウンセラーは学校のスクールカウンセリングに関わります。クリニカルサイコジスト、いわゆる臨床心理士は病院と棲み分けをしています。

日本の場合、臨床心理士はスクールカウンセラーも担い、病院や産業でも働いています。学校心理士はほとんど学校のスクールカウンセリングに関わっています。

**原田:** 小中学校の教師をされる中で心理に興味をお持ちになられたのですか。それとも、もともと関心がおありだったのでしょうか。

**山口:** 私は茨城県の公立小中学校の教師として17年間勤務した後、茨城県教育研修センター教育相談課に指導主事として配属されて、そこから教育相談や研究に関わりました。実際の心理療法（来談者中心療法、行動療法など）に関わったのは指導主事になってからです。

**原田:** 教育相談課では、どんなことをされていたのですか。

**山口:** 教育相談課には3つの事業があります。一つ目は相談事業で、不登校やいじめで悩んでいる子どもたちの相談、カウンセリングです。二つ目は研修事業で、専門の先生をお呼びして講座を開いて、研修会等を企画・開



左 甲斐 聡 児童学研究所准教授 右 原田 正平 児童学研究所長



催することです。三つ目は研究事業で、大学と同じように研究生を指導しつつ自分たちも研究をします。

**原田:**現場では、あまり学校心理学という名称は使われていないのですか？

**山口:**そうでしたので、学校心理学を欧米のように日本に広め、子どもたちの支援に役立てたいと考えました。

**原田:**2017年の先生のご講演で、発達障害のある児童、スペシャルエデュケーションを取り上げておられました。1996年頃はアメリカからの流れで、日本でも非常に注目されたと思うのですが。

**山口:**以前、私も障害児クラスの担任をしていました。昔は発達障害という概念がなく、ほとんど知的障害等をサポートする養護学校で支援していました。重篤な場合は、以前は知的障害とか自閉的な障害、病弱は養護学校、あとは盲学校、聾学校というふうに障害種別の特殊学校(現在の特別支援学校)で、軽度の場合は普通学校の特殊学級(現在の特別支援学級)で支援していました。

**原田:**山口教授の著書にも2012年の文部科学省調査によると、そういう子どもが約6%に上ると書かれていたかと思えます。実際に初期は学級崩壊など、子どもたちの問題と言うより学校経営の問題として扱われていたのですが、その後、子どもたちにも問題があり、家庭でも困っていてどう対応したら良いかという形に、認識がずいぶん変化したと思えます。先生ご自身が、学校心理学が必要だと思われた要因は何ですか。

**山口:**それは3点あります。一つ目は、学校心理学の3段階の援助サービスです。すべての子どものための予防・開発的援助と、少し苦戦している子どもが受ける予防・早期発見の援助と、とても苦戦している子どもが受ける治療的な援助と三段階に考えるということです。日本の学校教育の発想は、消極的生徒指導か積極的生徒指導の二元論です。しかし、それをあえて3つの次元で整理しているのがすごいなと思えます。

二つ目は、「チーム」で援助をすることです。アメリカでは元々チームでの援助だったのですが、日本でもやっと文部科学省が2015年に「チーム学校」という言葉を使い始めました。

三つ目はヘルパーです。いわゆる臨床心理学は専門家が資格を持って支援する発想ですが、学校心理学はそうではなくて、4種類のヘルパーが支えています。臨床心理士のような専門的なヘルパー、教師のように職業上の複数の役割を関連させてヘルプしている複合的ヘルパー、家族・保護者など役割の一側面としてサポートしている役割的ヘルパー、友達のように専門でも役割でもなく自発的に支えるボランティア的ヘルパーです。そういう、専門家だけでなく、地域全体がチームになって支援す



るという考え方です。そこが日本に今までにない、臨床心理学にはない考え方で、学校の改革の中に是非入れたい、そうすることで学校が変わっていくと感じました。

**原田:**山口教授の今の大学でのお仕事等についても、お話しいただけますか。

**山口:**心理士と医者が一緒に教育現場に出向いたら良いのではないかと考え、学校の先生という教育と心理と医療がチームで、そこに保護者や本人が入ってチームで援助をしています。心理士、医師が出向いてアウトリーチで支援するというのがこれから後10年くらい経ったらかなり広まると思います。

**原田:**大学院の研究科長というお立場もありませんが、研究内容として児童学との関連性についてはどのようにお考えですか。

**山口:**公認心理師という資格制度が2017年からスタートしました。公認心理師は汎用的な資格で教育、医療、産業、司法、福祉の5領域のどこでも働けます。そのうちの学校領域の中に、学校心理学の考えは入っています。

**甲斐:**いじめや虐待をはじめ、児童の変化を掴み、保護者に会うときの会話をどうするかといったことも教育現場での重要な課題だと思います。

**山口:**アメリカなどは、昔からスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、スクールポリス、スクールナースなどが、おおむね常駐して連携して学校を支えてきました。残念ながら日本にも専門性のある人がチームで組まないと対応できない時代が来てしまったと私は考えています。だからこそ、多(他)職種間のコミュニケーション、人とうまくやっていく能力が大切だと思います。

**原田:**「た職種」の「た」が「他」なのか「多」なのか、両方の意味があるのかもしれませんが。コミュニケーション能力を大学在学中に伸ばしていく、そういった面で児童学の切り口や学校心理学の考え方が必要なのでしょうね。そろそろお時間になります。お忙しい中ありがとうございました。

(川口 一美 記)





## 教師の懲戒権の在り方

—問題行動を起こす児童への軽微な有形力の行使は体罰に当たるか—

聖徳大学児童学研究所准教授 甲斐 聡

問題行動を起こす児童に対し、教育現場では本人の自由意思に訴える助言指導による人格形成を基本としますが、現実には強制的要素を含む適切な対応(懲戒)が必要とされることも否定できません。学校教育法11条は教師の懲戒権を定めており、今回は小学校2年生の児童に対し軽微な有形力(目に見える物理的な力)を行使して教育的指導を行ったことが、同条但書で禁止している体罰に当たるとして訴訟となったケースを考えます。

事実の概要は次のとおりです。3年生の担任であるA教師(身長約167cm)がPCを使うと駄々をこねる児童をしゃがんで宥めていたところ、2年生の児童X(約130cm)が背中に覆い被さり肩を揉み、離れなかった為振り解いたが、次に通り掛かった6年生女子数名にじゃれつき蹴り始めた。Aはそれを阻止し注意して職員室に向かうがXがAの臀部付近を2回蹴って逃出したため、追掛けて捕まえ洋服の胸元を右手で掴んで壁に押あて、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。Xは自宅で母親にAの暴力を訴え、体罰によりPTSDになったとして国家賠償法1条1項に基づき市に損害賠償を求めました。

本件は事実審である一審・控訴審で教員側の責任を認定したが、法律審[認定された事実が学校教育法11条の体罰に当たるかを判断]である最高裁で児童側が敗訴したケースで、事実認定も一審と控訴審で大きく異なります(最判平成21年4月28日民集63巻4号904頁)。

一審では大声で叱った状況を、「Xの鎖骨付近の胸元の洋服を両手で掴んで壁に押あて、Xが爪先立ちになる程度に上向きに吊上げ」と認定し、「教育的指導の範囲を逸脱し」た体罰として違法性を認める。またXの担任は、Aが謝った時にXは怯えておらず、その後の授業で積極的に発言し休み時間も友達とよく遊んでいたと証言したが、家でのみ現れるPTSD症状について、「Xが詐病を演じる必要性もなく」気が許せる場所で現れるとし、Aの指導との因果関係を認めた。更に母親が多義多数回学校に抗議した等の点がXのストレスを拡大させたとの主張について、「認めるに足る証拠はない」と否定し慰謝料50万円と判示します。

控訴審では、上記の「吊上げ」の点を「右手で掴んで壁に押あて」と改め、Xの体重約25kgで約37cmの身長差から「吊上げ」することは困難とし、更に上記のXの担任の証言も採用します。尤もAの指導の違法性については、①胸元を掴む行為は、喧嘩闘争の際に見られる不穏当な行為である点、②Xの年齢・身長差・面識がない等から「Xの恐怖心は相当なものであった」と推認される点、③Xを捕まえる時に、「より穏当な方法」が可能であり、「社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱し学校教育法11条の体罰に該当するとしました。その上でPTSDについて、強烈な外傷体験・再体験症状等の四要件から否定するが、夜中に泣叫ぶ・食欲低下・悪夢を見る等の家で現れる症状はAの指

導後であるとし、一審を大幅に減額する10万円の慰謝料と判示します。

最高裁は控訴審の上記判断(下線部)を否定し、Xの症状も通院加療により回復し、元気に学校生活を送り家でも問題なく過ごしている点から、控訴審判決を破棄自判します。つまり、Aの行為は「児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというXの一連の悪ふざけについて、これからはその様な悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではない」とし、Xに立腹して教育的指導を行った点は「やや穏当を欠く」が、行為の目的、態様、継続時間等から考え教員が行う教育的指導の範囲を逸脱せず、学校教育法11条の体罰に該当しないと判断しました。

体罰と懲戒権の行使を区別する具体的基準としては、いじめや校内暴力等の児童生徒の問題行動の深刻化、体罰による生徒の自殺事件をうけて、文部科学省が平成19年・25年と通達によって具体的事例を明示しています。

19年通達の「児童生徒の懲戒及び体罰に関する考え方」では、殴る等の「身体に対する侵害を内容とする懲戒」、長時間の正座等の「被罰者に肉体的な苦痛を与える懲戒」は体罰に該当するが、個々の懲戒行為が体罰に当たるかは、「児童生徒の年齢、健康、身心の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒権の態様等を総合的に考え」、ケースバイケースで判断すべきとします。更に、その判断は「懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動」によるのではなく、上記下線部の諸条件を客観的に考察して行われるべきで、「特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要」で、教師の有形力の行使により行われた懲戒は、「その一切が体罰として許されないというものではな」とします。また25年通達も「参考事例」において、教師の正当行為に「他の児童生徒に被害を及ぼす様な暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使」等を挙げています。

今回のケースで教師の有形力の行使が体罰と認定されるならば、イジメ問題等への教育的指導の萎縮効果が考えられます。東京都はHP上で「体罰関連行為のガイドライン」を公開しており、教員同士で具体的なケースを想定した児童生徒への懲戒行為の検討や、毅然とした対応を行うためにアンガーマネジメント能力の習得が必要かもしれません。



**博士のたまご** 乳幼児期の愛着形成における  
保護者と保育士の役割  
—0歳児の保育記録と5歳児の調査から—  
聖徳大学大学院 児童学研究科 児童学専攻 博士前期課程修了  
松雪 真紀子

■研究の動機

近年、女性の価値観やライフワークの変容もあり、働く女性が増加しています。国の政策は、地域の子育て支援、保育の量の拡充・質の向上を推進しているようですが、待機児童は増加し、82%は低年齢児が占めるなど、保育所保育へのニーズが以前より高まっています。私は、実践現場で、急増する低年齢児保育や長時間保育、また養育者と子どもを取り巻く環境変化を目の当たりにし、生涯にわたって大きな影響を与えると思われる愛着形成に影響はないのだろうかかと疑問を持ちました。そして、子どもの愛着形成における保育士の役割は何かを改めて検討したいと思いました。そこで、修士論文において、愛着の発達過程や、子ども・保護者・保育士の3者の相互関係、さらにアタッチメントネットワークの1つとしての保育士の役割について研究を進めました。

■研究1 育児環境が愛着形成におよぼす影響

**(目的と方法)** 保育所に通う1歳児と5歳児を対象に、保護者と保育士への愛着形成をそれぞれ検討し、子どもの要因として気質と社会性も併せて検討しました。

**(調査内容)** まず、愛着については、1歳児・5歳児を対象に、乳幼児期に関わる子どもと養育者との関係性を「心の理解」「感情調節不全」「安全基地」の3要素で構成されている、ABCLアタッチメント行動チェックリスト尺度を用いて、保護者・担当保育士による評価を求めました。なお、感情調節不全については、不安定な側面を評価しているため本調査では、得点を逆転し肯定的な質問にし「感情調節」としました。

次に気質については、1歳児・5歳児を対象に、乳児期頃の気質特徴を(5歳児は回想法)日本語版TTS乳児期気質尺度を用いて、保護者による評価を求めました。

最後に社会性については、5歳児を対象に愛着と関連がある子どもの社会性と問題行動を幼児の社会スキル尺度を用いて、担当保育士に評価を求めました。

**(結果と考察)** 5歳児時点の愛着に関する質問紙表の数値が、高いほうが、愛着のそれぞれの点数が安定していることを意味します。

要素	保護者の愛着の平均値		保育士の愛着の平均値	
心の理解	3.94	≒	3.63	
感情調節	3.93	<	4.65	保育士が有意に高い
安全基地	3.75	>	2.56	保護者が有意に高い

調査により、保育士との愛着については、安定していることが分かりました。

愛着の安定度及び養育者(保護者・保育士)に示す差異については、「安全基地」は、保護者の評価の方が高く、「感情調節」については、保育者の評価の方が高く、差異があることが分かりました。

5歳児評定で示された安全基地は、保護者に比べ保育士が

低く、1日の大半を保育所で過ごし、長い期間通っている子どもたちにとって、家にいるようなリラックスした環境の構築は大切だと思われました。

社会性と愛着の関係については、保護者より保育士との関りがみられ、保育士は子どもの発達に大きく関わっていることが示唆されました。

愛着と気質との関連については、気質が母親との愛着形成に影響を及ぼすことが示唆されました。今回の結果は、保育士の子どもへの働きかけという環境要因が、保護者の子どもへのかかわり方に影響を与えていると思われましたが、実証的な研究ではこの問題の検討が難しかったため、さらに保育記録を遡り、愛着形成過程を検討しました。

■研究2 愛着形成過程

**(目的と方法)** 保育所児の特徴を明らかにするために、5歳児時点の愛着や社会スキル、1歳児時点の気質の3点の情報、保育園で義務付けられている0歳児担当保育士と保護者が日々交わした保育記録から、保育所保育が子どもの発達や愛着形成にどのように影響しているか、養育者(保護者・保育士)と子どもの3者の相互関係について質的に分析しました。

0歳児のときから在園していた5歳児15名の中から、研究1の愛着得点及び気質得点を標準化し、保護者との愛着不良と思われる子、及び1歳児時点の子どもの気質に育てにくさがあったと思われる子、また、保育士と保護者の相互作用があったと思われる7名を選択しました。保育士、保護者が記録した保育記録データ及び保育士との面接による聞き取りを再構成し、個人情報に配慮し研究を進めました。

**(分析内容)** 資料の中から、愛着行動が見られたと思われる箇所について分析しました。愛着の定義については、視覚的、聴覚的に相手の注意を引く行動と定義しました。

**(結果と考察)** 保育者より保護者の方の愛着が不安定であった事例については、保護者の敏感さの問題や子どもの気質の扱いにくさといった個々に違った要因が考えられました。

保護者と保育士とで愛着に差がなかった事例については、個々の子どもの問題について保育士に相談する等、保護者の前向きな姿が記録され、保育士も問題が明らかになったことで保護者と連携し、手立てが講じられていました。また、0歳時点で保育士と安定した愛着を形成していると思われる園児は5歳児時点の保育士とも安定した愛着が築かれていることが示唆されました。

保育記録から、愛着形成において保育士は、子どもと保護者、両方に影響を与え、同時に、保護者、子どもから影響を受けていることも示唆されました。

■おわりに

保育士は、保護者と子どもの愛着形成に重要な役割をもつことが分かりました。両者の愛着形成に良い影響を与えるためには、保育士は、保護者に対しても子どもと同じように敏感になり、保護者を理解することが必要と思われれます。今回の調査は、保護者理解の一つの手がかりとして有効と思われれます。今後、調査人数を増やし、他園でも今回のことが言えるか検証していきたいと思います。



## 活動レポート

### 第55回聖徳祭 児童学研究所・保健センター合同企画「保育・教育現場で子どもの健康と安全を守るには?!」

#### 子どもは小さな大人ではない

タイトルは、近代教育学の古典とされる『エミール』の著者であるフランスの哲学者ジャン=ジャック・ルソーの言葉ですが、ルソーの生きていた18世紀、子どもは大人と同じように働かされ、成長過程にあわせた教育という考えもありませんでした。ルソーは「子どもの発見者」とも言われますが、『エミール』出版から250年以上たった今でも、この言葉が大人に本当に理解されているか疑問が残ります。

令和最初の大学祭である第55回聖徳祭(11月16、17日)では、3回目となる児童学研究所・保健センター合同企画のテーマを「保育・教育現場で子どもの健康と安全を守るには?!」としました。主な内容は、児童研だより「児童学について考える」のポスター、ポーランドの小児科医コルチャック先生の生涯や子どもの権利条約の解説と映画『コルチャック先生』のDVD紹介、健康増進法改正にあわせたタバコ・喫煙の有害性に関するポスター、保健センターからは学校現場での食物アレルギーと養護教諭の関りの展示を行いました。

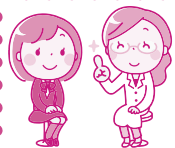
一部教室の工事の関係で、例年とは異なる場所での展示となったこともあり、多数の方に来場いただき、40名

聖徳大学児童学研究所長 原田 正平

を超える方からアンケートの回答を頂きました。

アンケート結果や会場での質問などからは、今回の目玉であった子どもの権利条約の父と言われるコルチャック先生への関心は、残念ながらそれほどでもなかったようです。

令和元年は、「子どもの権利条約」採択30年、日本国批准25年にあたる年でした。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査では、内容をよく知っている・少し知っている子どもは32.9%、大人は16.4%でした。わが国での児童虐待・子どもの自殺数増加という現状を前にして、今一度「子どもは小さな大人ではない」という言葉を広めたいと考えさせられました。



## 保健室

### 「認知行動療法」から“考え方・感じ方・行動”の連鎖を考える

聖徳大学保健センター教授 鈴木 悦子



「平成29年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」(文部科学省発表)を見ると、多くの自治体の報告書には、相談内容の1~2番に『対人関係』(不登校・いじめ等の問題を含む)があげられています。私が相談業務等を行っている学校の相談内容でも1番は『対人関係』であり、ここ5年間変わっていません。

例えば、いつも一緒に行動していた友達とあることがきっかけで、お互いを無視し、第三者に相手の悪口を言い、お互いに深く傷つけ合う様になることもあります。

物事の捉え方は人それぞれ異なります。たとえ同じ物を見たり聞いたりしても、一人ひとりその『認知』(考え方)には相違があります。その認知の相違を寛容的に受け入れられず偏った考え方や一方的な思い込みから「相手が悪い、自分は悪くない」という『感情』が沸き起こり、相手を傷つけるような『行動』をとってしまうこともあります。

人間の思考(認知)と行動についてはさまざまな研究が

行われ、現在では『認知』(考え方)・『感情』(感じ方)・『行動』(実際の自分の行動)の連鎖について多くの研究が発表され、認知行動療法として、心の病気の治療法として用いられるようになってきました。認知行動療法は、今現在、目の前に起きている問題や困難に対し、どのように対応すると良いかを考え、実生活に役立つ方法を自分で学び実践する事を促します。「相手が悪い」の前にもう少し相手の話を聞いてみたり、「自分は悪くない」の前に相手に自分の本意を伝えてみたりすると、相手の見え方が変わることがあります。

認知行動療法には、様々な方法があります。呼吸法(怒りが急に湧いてきた時、ゆっくり深呼吸し、身体のコントロールを取り戻す)・日記法(自分の行動を日記に記録し、自分の気持ちと行動のパターンを知る事で自分をコントロールするために役立つ)等もその一つです。もし対人関係でストレスを感じているならば、何かひとつ試してみることも良いのではないのでしょうか。



# 研究室訪問 #25

聖徳大学児童学部児童学科  
准教授

森 貞美 研究室



第25回は、本学児童学部児童学科で「教育経営学」と「比較教育学」を専門に研究されている森貞美准教授です。

## ■先生のご専門は？

私の専門は、教育経営学と比較教育学です。主に学校経営や教師教育に関して日本と韓国の比較の視点から研究をしています。近代化の過程の中で、韓国の教育制度や教育行政、学校運営システムは日本の影響を強く受けてきました。戦後から今日に至るまでは、韓国独自の社会的文化的背景により様々な教育改革が進められており、そのため日本との類似点もありながら、一方で相違点も多くあります。韓国と日本の教育を比較することで、学校経営や教師教育に関する新たな知見や示唆が得られるのではないかと考えています。

## ■先生が今の研究に至るまでの経緯を教えてください。

私は小・中・高校の時にとても素晴らしい先生方に出会い、教育に興味を持つようになりました。教員になるためにソウル大学の教育学部に入学して、勉強していましたが、大学3年生頃から韓国の大学の教員養成に関する改革が進んでいき、大学4年生の時に、教員の任用システムが大きく変わりました。このような一連の流れの中で、教員養成において良い先生を育てるということに興味を持つようになり、日本の大学院に進学しました。大学院では5年間の修士・博士の一貫課程でもあったので、研究を続けていくと思いました。

## ■この学問の魅力はどのようなところですか？

教育は教える側と学ぶ側によって成り立っていますので、教える側がどのような姿勢で子どもたちと関わることがとても重要です。また、教師の集団である学校組織が、どのようなビジョンや目的を持って子どもたちを指導し、協働体制を組むかによっても教育の成果が大きく変わると考えています。そういう意味で、学校組織の構成員である校長や教頭先生、そして中堅レベルのミドルリーダーとされている先生方が重要な役割を果たしています。教育経営学の分野は、先生方のリーダーシップや専門性、学校組織をどのように作り上げていくのかに着目して、教育の成果を上げていく学問分野です。

## ■ご専門の学問がこれからの時代に求められていることは？

近年日本では外国籍の子どもたちが増えていますし、多文化的な背景を持つ子どもたちが多くなりました。他にも多様化に伴う様々な教育課題がありますが、これまでの国や行政レベルでの対応から、各学校に権限が委譲されて、学校が対応し説明責任を果たすことが必要となっています。各学校には必要に応じて柔軟かつ迅速な対応が求められますし、実際に、各地域や学校が中心になって教育イノベーションや変革を進めていく動きが加速しています。教育経営学の分野は、学校が主体となった教育実践を応援していく学問であると思います。

## ■先生の夢は？

韓国をフィールドにしている関係で、日韓の研究者と共同研究を進めて、学術交流を行う機会が多くあります。今後も日本と韓国の学術交流がさらに行われるように、日韓の架け橋のような役割を担いたいと思っています。また、校長のリーダーシップについて、国際比較の共同研究を進めています。今後は、学校教育をよりよくするための教員のリーダーシップや専門性、学校組織の在り方について研究を進めていきたいと考えています。

## ■先生方へのメッセージをお願いします。

学校は、校長、教員、保護者、児童生徒がどのような価値観、思考・行動様式を持っているのかによって大きく変わります。リーダーシップ研究の「分散的リーダーシップ」や「教育的リーダーシップ」という考え方では、校長だけではなく、構成員全員が自分たちの役割の中でリーダーシップを発揮するというところに注目しています。先生方一人ひとりが教育のリーダーであると認識して、さらに教育を良いものにしていただければと思います。日本の教育は高いレベルにあって、先生方は高い専門性や教育に対する使命感と情熱を持っていらっしゃるのので、日々の教育実践に自信と自負を持って、取り組んでくださると良いのではないのでしょうか。

(腰川 一恵 記)



# 私の本棚より

## 旅の絵本

安野光雅著  
福音館書店

船でやってきた旅人が馬を手に入れ田園の中を旅します。丘を越えて村に入り町へ。お祭りのパレードに出会い、そして再び船に乗って旅に出ます。水彩画で描かれたヨーロッパの風景、精密な絵に目を奪われます。文字のない絵本です。文章がないので描かれた人々の会話を読み手が自由に想像することが出来ます。

旅人はどのページにも登場します。描かれている人々も、どこかで見た気がします。さりげなく、名画やお話の登場人物が紛れ込んでいます。『グランド・ジャット島の日曜日の午後』、『アルルの跳ね橋』、『落穂ひろい』、『晩鐘』などはすぐにわかると思います。パレードの中に『長靴をはいた猫』や『はだかの王様』もいます。映画館では『駅馬車』を上映しています。作者の幅広い知識とユーモア、遊び心が随所にあふれています。描かれている風景の美しさもさることながら、そういった遊びを見つける楽しさもあります。最初はわからなくても、自分の知識や人生経験を重ねると新しく発見できるものがある絵本と言えます。自分の成長に合わせて読むことのできる絵本です。今回は『中部ヨーロッパ編』を中心に紹介しましたが、シリーズ化されているので、好きな国・地域から読んでみてください。



聖徳大学短期大学部  
保育科  
准教授 掃守 純一郎

## ウルスリのすず

ゼリーナ・ヘンツ文、アロイス・カリジェ絵、大塚勇三訳  
岩波書店

研修旅行で学生とスイスを散策しており、ホフマンのステンドグラスや、カリジェの壁画を街のあちこちで目にしました。彼らは20世紀のスイスを代表する美術家で、日本では絵本作家として知られています。

2018年、カリジェの『ウルスリのすず』が改版され、原書に近い鮮やかな色彩へと変わりました。幼い少年ウルスリが一人前であることを証明したくて、山小屋へひとりで鈴を取りに向かう話です。季節は冬。夕闇が迫っています。子どもの頃はウルスリに寄り添って冒険を楽しみましたが、今は無事を祈る親の気持ちのほうが胸にせまります。翌朝、元気に戻ってきたウルスリを母親は黙って抱きしめます。両親も村人たちも、ただただウルスリの無事と成長を喜び、心の中の不安や恐れはそっと胸にしまうのです。成長を焦る子どもをおおらかに見守ることは骨がおれます。スイスで出版されたのは1945年。日本では1973年に出版されました。この絵本が読み継がれることによって、何世代もの子どもが成長する勇気をもらい、大人は見守る苦しさを癒されてきたのでしょうか。大人と子ども、それぞれに響く絵本です。



聖徳大学児童学部  
児童学科  
准教授 杉村 裕子

### アンケートご協力をお願い

最後までお読みいただきありがとうございます。『児童研だより』No.62はいかがでしたか？パソコンまたは携帯から、どうぞ皆様のご意見をお寄せください。ご協力いただいた方には、オリジナルグッズをお送りいたします。

☆『児童研だより』アンケート入力フォーム専用ページ  
<http://www.seitoku.ac.jp/chizai/kenkyujo/jidou/goiken/>

携帯電話の方はコチラ



### ホームページのご案内

聖徳大学児童学研究所ホームページでは、最新のイベント情報の配信や『児童研だより』のバックナンバーがご覧いただけます。



<検索方法>  
検索サイトで「聖徳大学」と入力して検索してください。

>>>>

聖徳大学 (<http://www.seitoku.jp/univ/>)  
のホームページの下段にあります、  
「児童学研究所」リンクバナーを  
クリックして、ご覧ください。

